

令和4年6月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和元年(ワ)第4391号 損害賠償請求事件、

口頭弁論終結日 令和4年2月14日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士 山崎敏彦

東京都中央区日本橋1丁目13番1号

被 告 野村證券株式会社

10

同代表者代表取締役 奥田健太郎

同訴訟代理人弁護士

15

主 文

1 被告は、原告に対し、645万8927円及びこれに対する平成30年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

20

3 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告の、その余を被告の各負担とする。

4 本判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25 被告は、原告に対し、2834万円及びこれに対する平成30年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、被告が媒介して行った4件の金融商品取引（以下「本件各取引」という。）に関し、原告が、被告の従業員による本件各取引の勧誘が適合性の原則、説明義務に違反したものであった旨主張し、被告に対し、不法行為に基づき、平成30年9月14日時点での本件各取引の評価損合計25.77万円及び弁護士費用25.7万円並びにこれらに対する最後の不法行為の日（取引日）である同年1月9日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

### 1 前提事実（争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

#### （1）当事者

ア 原告は、昭和19年（1944年）月生まれの女性で、平成29年（2017年）5月から平成30年（2018年）1月までの間に行われた本件各取引の時点で72歳又は73歳であった。

原告には、二人の子がいるが、原告の夫である（以下「」という。）が平成28年（2016年）月日に死亡した後、住所地において一人で生活をしていた（乙1.7）。

イ 被告は金融商品取引法上の登録を行った証券会社であり、被告の従業員である（以下「」という。）が、原告に対して本件各取引の勧誘をした。

#### （2）原告と被告との取引経過等

ア 昭和52年（1977年）4月8日頃、被告において、原告名義の証券口座（以下「本件口座」という。）が開設された。原告は、平成19年（2007年）6月頃、を有価証券取引代理人として選任した（乙7、21）。

イ は、平成28年（2016年）月日に死亡し、原告が、

の財産を全て相続した。被告において開設されていた名義の証券口座（以下「口座」という。）での取引は、同年8月9日までに、全て本件口座に移管された。

（3）本件各取引

ア 原告は、平成29年（2017年）5月18日、以下の内容のノルウェー地方金融公社2022年満期トルコ・リラ建てゼロクーポン債（以下「本件ノルウェー公社債」という。）を額面金額50万トルコ・リラで買い付けを行う旨約定し、同年6月9日、同日の為替レート（1トルコリラ=32.32円）に基づいて1025万1904円を支払って、本件ノルウェー公社債を購入した（以下「本件取引1」という。）。

銘柄名 ノルウェー地方金融公社

有価証券の名称 2022年満期トルコ・リラ建てゼロクーポン債

発行者 ノルウェー地方金融公社

発行額 7億トルコ・リラ（ただし、原告が購入した時点での発行額は3億5000万トルコ・リラ）

発行日 2017年6月8日

償還日 2022年6月8日

発行価格 63.30%

償還価格 100.00%

クーポン 0.00%

券面 1万トルコ・リラ

イ 原告は、平成29年（2017年）7月13日、以下の内容のフィンランド地方金融公社債（以下「本件フィンランド公社債」という。）を額面金額25万トルコ・リラで買い付けを行う旨約定し、同月19日、同日の為替レート（1トルコリラ=33.7円）に基づいて536万3355円を支払って、本件フィンランド公社債を購入した（以下「本件取引2」と

いう。)。

銘柄名 フィンランド地方金融公社

発行者 フィンランド地方金融公社

発行形態 ユーロトルコリラ建債

発行額 6億5000万トルコ・リラ

発行日 2017年7月13日

償還日 2022年7月13日

発行価格 64.05%

償還価格 100.00%

クーポン 0.00%

券面 1万トルコ・リラ

ウ 原告は、平成29年(2017年)12月13日、UBSブラジル・レアル債券投資信託(毎月分配型)(以下「本件ブラジル・リアル投信」という。)を2000万円で買い付ける旨約定し、同月19日に2000万円を支払って、本件ブラジル・リアル投信を購入した(以下「本件取引3」という。)。

エ 原告は、平成30年(2018年)1月9日、以下の内容の米州開発銀行債(以下「本件米州債」という。)を額面金額100万トルコ・リラで買い付けを行う旨約定し、同月12日、同日の為替レート(1トルコリラ=31,53円)に基づいて1955万1753円を支払って、本件米州債を購入した(以下「本件取引4」という。)。

銘柄名 米州開発銀行

発行者 米州開発銀行

発行形態 ユーロトルコリラ建債

発行額 3億トルコ・リラ

発行日 2018年1月11日

償還日 2023年1月11日

発行価格 61.630%

償還価格 100.00%

クーポン 0.00%

券面 1万トルコ・リラ

5 (4) 本件各取引に係る商品の特徴

ア 本件ノルウェー公社債、本件フィンランド公社債及び本件米州債

10 債還までの期間中の利息（クーポン）の利率が実勢金利よりも低く抑え  
られることにより、額面額を大きく下回る発行価格で購入することができ、  
15 債還時に額面額で償還される債券（ディスクOUNT債）のうち、期間中に利息（クーポン）は一切発生しない債券（ゼロクーポン債）で、トルコ・リラベースで定額の債還差益が得られるものである。トルコ・リラ  
によって償還されるため、償還時の円／トルコ・リラの為替レートに応じて円換算した場合の損益が変動する。債還までの期間中の市場流通価格  
は、為替レートのほか、主にトルコの金利情勢によって変動する。（乙1  
15 9、弁論の全趣旨）

イ 本件ブラジル・レアル投信

UBSブラジル・レアル債券マザーファンドを通じて、ブレジル・レアル建て国債等を中心に投資を行う投資信託である。収益分配の方法について、毎月の決算時に行うか、年2回の決算時に行うかを選択できる。

20 (5) 本件取引1、2及び4に係る評価損

ア 平成30年（2018年）9月14日時点

本件取引1（本件ノルウェー公社債） 約607万円

本件取引2（本件フィンランド公社債） 約331万円

本件取引4（本件米州債） 約1189万円

イ 令和2年（2020年）1月24日時点（乙6の1～6の3）

本件取引1 (本件ノルウェー公社債) 371万8756円

本件取引2 (本件フィンランド公社債) 213万6493円

本件取引4 (本件米州債) 733万6203円

ウ 令和4年(2022年)2月2日時点(乙26)

本件取引1 (本件ノルウェー公社債) 660万3448円

本件取引2 (本件フィンランド公社債) 359万0997円

本件取引4 (本件米州債) 1332万1265円

(6) 本件取引3 (本件ブラジル・レアル投信) に係る評価損 (ただし、分配金を考慮しないもの。)

ア 平成30年(2018年)9月14日時点 約450万円

イ 令和2年(2020年)3月19日時点(乙9) 833万0673円

ウ 令和4年(2022年)2月7日時点(乙26) 883万7059円

(7) 本件取引3 (本件ブラジル・レアル投信) に係る分配金

原告は、本件取引3に係る分配金として、平成25年(2017年)12月26日から令和4年(2022年)1月26日までの間に、別紙本件U.S.B.ブラジル・レアル債券投信の分配金一覧記載のとおり、合計37.8万5022円を受け取った。(乙27、弁論の全趣旨)

なお、前記(6)ウの同年2月7日時点での本件ブラジル・レアル投信の評価損から上記分配金を控除した場合、505万2037円となるが、被告における仮計算結果によれば、同日時点の本件ブラジル・レアル投信に係る譲渡損は523万0526円と算出される。(乙26、弁論の全趣旨)

## 2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件各取引の勧誘が適合性の原則に反する違法なものと認められるか

### 【原告の主張】

ア 原告の属性、投資能力及び投資意向

原告は、一人暮らしの無職の年金生活者である。の存命中は、原告

が、を有価証券代理人に選任する前後を通じて、が本件口座に係る取引を行っていたことから、原告は、が死亡するまでの間、自ら実質的に証券投資を行った経験がなく、投資経験及び投資知識に極めて乏しい者であった。原告は、手続に必要だといった理由で、ど被告の担当者との面談に同席したことが1回程度はあったと思われるが、それ以外に同席して取引内容を確認したりはしておらず、全面的にに任せていた。

原告は、の死亡により、自ら取引を行うようになったものの、被告から、口座及び本件口座での存命中に行われていた取引がどのような危険性を有する、どのような仕組みのものか改めて説明を受けたわけではなく、がこれまで行ってきた投資がリスクの低くないものであることを全く理解しないまま、の生前と同様の投資意向に基づく投資を行うことを希望した。原告の実際の投資意向としては、危険性の大きい投資ではなく安全な投資をしたいというものであり、その旨はにも伝えていた。

#### イ 本件口座の資産の性質

原告の資産は、本件各取引の時点で、本件口座に保有する約7500万円のほかには、銀行預金が約1350万円、被告以外の証券会社の投資信託が約2700万円のほか、外貨建て定期個人年金保険及び米ドル建て終身保険があったにどまり、本件口座の資産が減ってもやむを得ない余裕資産であったなどということはない。は、借地上のマンションを保有し、毎月約13万円程度の収入を得ていたが、原告がを相続した後、同マンションを2500万円で売却し（上記預金及び米ドル建て終身保険はこの売却代金を原資とするものであるが、保険については、実質的には子に対する相続分として調整したものである。）、毎月約11万円の賃料を支払う状態となり、家計全体の收支が悪化していた。仮にの存命中は、口座及び本件口座の資産が余裕資産であったとしても、が死亡

し、その財産を相続人において分けた後もそれが余裕資産であるといえるものではなかった。

ウ「本件各取引の危険性の程度」

本件ノルウェー公社債、本件フィンランド公社債、本件ブラジル・レアル投信及び本件米州債は、いずれも弱小通貨建てであり、既に大きな評価損を計上していることからも明らかなどおり、個別に見ても非常に危険なものである。特に平成29年（2017年）、平成30年（2018年）頃は、トルコ及びブラジル両国の経済が悪化し、為替レートを落とす危険性が高い状態にあった。また、ゼロクーポン債は、中途売却する場合には為替レート如何によらず、大きな損失が発生する可能性のあるものである。本件ブラジル・レアル投信は、為替変動リスクのみならず、ブラジル公社債の価格変動リスク等があるので、安定的な投資信託とは危険性が全く異なるものである。本件各取引の原資は、その時点で安定資金と評価できるものであったのに、本件各取引によって、このような危険性の高いものとなってしまった。

の生前の取引と比較するとしても、口座及び本件口座の外貨建債券等のうちトルコ・リラ建て及びブラジル・レアル建ての債券は2銘柄あつたにすぎない。本件各取引を個別に見れば、同様の危険性のある商品への投資といえるとしても、本件各取引を立て続けに行なうことは、死亡前の取引よりも著しく危険性を高める取引であったというべきである。特に、は、平成28年（2016年）8月にトルコ・リラの相場が下がっていたことから、トルコ・リラ建債券の売却を原告に勧めたというのであるから、トルコの政情等が改善したわけでもないのに、トルコ・リラ建て債券に立て続けに投資させることが危険であることは明らかである。

エ 上記ア及びイの原告の属性、投資意向及び投資能力並びに原告の本件口座の資産の性質からすれば、の行った上記ウのような危険性の高い商品

の勧誘は、個別に見ても、いずれも適合性の原則に反するものである。また、は、このような危険な商品に短期間で集中投資させているのであるから、全体として見ればなおさら、適合性に反する違法な勧誘をしたというべきである。

#### 【被告の主張】

##### ア 原告の属性、投資能力及び投資意向

原告が、有価証券投資について何らの知識も有していないかったということはない。

原告は、昭和52年（1977年）に被告において本件口座を開設して以来、本件口座での証券取引を行ってきた。原告は、平成19年（2007年）6月に、を有価証券取引代理人に選任し、が原告の代理人として本件口座に係る取引を行っていたものの、その間もととの面談に同席するなどして取引内容を確認していた。原告は、が死亡した後、口座及び本件口座の資産の内容についてから説明を受けた上で、「株式、株式投資信託、R E I T、外国証券なども含め、安全性と収益性のバランスに配慮した運用（保有も含む）を考える」との投資意向を示していた。また、原告は、取引方法について、子らへの相談は希望せず、自らの判断で投資を行う旨を表明し、自ら取引をしていた。なお、は、念のため、原告の了解を得て、取引内容（外国債券の購入等）を原告の長女に伝えたこともあったし、長女同席の下、原告の保有資産について説明したこともあったが、長女から原告が自らの判断で外国債券に投資していることに、特に異議が述べられることはなかった。

##### イ 本件口座の資産の性質

原告が本件口座で保有していた有価証券は、原告の余裕資産であり、の死亡前後でその性質が変わることはない。すなわち、原告は、本件各取引以前から、自ら又はを代理人として、本件口座を利用して新興国

通貨建ての外国債券を含めリスクを伴う積極的な投資を多数行っていたところ、本件各取引は、原告が元々本件口座で保有していた有価証券を売却した代金を再投資する形でなされたものであり、購入原資は原告が余裕資産として運用していた資金である。が聴取したところによれば、死亡後の原告の金融資産は1億円を超えており、このような観点からみても、本件各取引の購入原資は余裕資産であったというべきである。

また、原告は、死亡後、に対し、本件口座の保有資産が余裕資産であるとの認識の下、ファンドラップ口座等での保守的な運用に充てる資金、外国債券等への積極的な投資に充てる資金などを区別して投資判断を行っていた。

#### ウ 本件各取引の危険性の程度

本件ノルウェー公社債、本件フィンランド公社債及び本件米州債は、円／トルコ・リラの為替レートという単一の指標で損益が変動する商品であり、損益シミュレーションは被告から提供される資料を見れば容易に把握が可能なものである。本件ブラジル・レアル投信は、一般的な投資信託と異なるものではなく、その商品内容やリスクの把握は容易である。これらの商品は、投資元本を毀損するリスクは一定程度あり得る一方で、相応のリターンを期待することもできるものであり、いわゆるハイリスク商品というものではない。

また、平成28年(2016年)8月まで、原告はトルコ・リラ建て債券及び本件ブラジル・レアル投信と同じ銘柄の債券投資信託を保有していたのであるから、本件各取引によって新たな取引リスクが発生するというものでもなかった。

エ 本件各取引は、上記ア及びイで示したような原告の属性、投資意向及び投資能力並びに原告の資産の性質、上記ウで示したような商品内容に照らして、原告に適合しないものではない。また、は、原告に、本件各取引

の前に、保有資産レポート（乙2の1、3の1、4の1、5の1）を交付して保有資産の内訳について説明しており、原告は、自分がどの通貨にいくら投資しているかを十分認識した上で本件各取引を行っていた。

(2) 本件各取引の勧誘に説明義務違反があると認められるか

【原告の主張】

ア 説明義務の内容

(ア) 本件取引1、2及び4（トルコ・リラ建てゼロターポン債に係る取引）に際しては、トルコ・リラの対円レート及び対ドルレート、円の対ドルレートについて、それぞれの変動の過去の実績、最近の傾向、将来についての予想（満期時までの長期予想、高金利通貨は一般に先安予想であること）、将来予想が外れる可能性、最悪の状況について説明する義務がある。特に、為替変動によってどのような損益となるのかが投資判断の中核であるから、外国債券マトリックス表（以下「マトリックス表」という。）を利用して、為替変動による円建て価値の変動が実感できるような説明が必要である。

また、為替変動予想の前提としてのトルコ共和国及び日本の政治、経済、国際関係の過去、現在及び将来の予想（満期時に日本でどのような政権がどのような経済政策をとっているかによって、円高か円安かが大きく変わることを含む。）を説明する義務、中途解約の可否及びリスク（為替変動の状況によっては下落した価格でさえ売れないことがあること、中途においても為替変動以上の大きな損失が発生し得ること）を説明する義務がある。

(イ) 本件取引3に際しては、為替変動のリスク（高金利通貨は一般に先安予想であることを含む。）、具体的に投資する対象や投資の割合、投資対象が主としてブラジルの公社債であるから、ブラジルの国情に大きく左右されるものであり、そもそも公社債の発行体に関する正確な情報確

保が難しいこと、中途解約の可否及びリスクについて説明する義務がある。

(ウ) 本件各取引のいずれについても、一般的に有利なものといえるかの判断、原告にとって適切な投資であるか否かの判断（の生前に本件口座でなされていた投資と同じものであるから原告に適合しているとの原告の誤信を解くような内容）、売却時期が適切に判断できないことがあることについて説明する必要がある。

(エ) 本件取引2以降については、同一通貨に投資するリスクがあること、トルコ・リラとブラジル・レアルは同時に暴落するリスクがあることなどハイリスク商品に連続的、集中的に投資することの危険性の説明も必要である。

#### イ 本件各取引勧誘時のの説明内容

は、以下のとおり、少なくとも原告に前記アの内容が理解できるような形では一切説明をしていない。原告は、の存命中から担当してくれていたは、原告に適した、が自分のためにしてくれていた取引と同種のものを勧めてくれており、何の問題もない適切な取引だと誤信し、の勧めてくれたものに従って投資を決めただけであり、それ以上の検討をしたことではなく、被告が主張するように原告がの提案を断つて希望を述べたとか、積極的に個別の投資意向を述べたということはなかった。原告には、の死亡前後で資産状況も投資判断能力も異なるのであるから、同種の証券取引でも不適切な取引になるなどということは考えつかなかつた。そうであるからこそ、原告は子らに相談することなく本件各取引をした。は、そのような原告に、十分な説明もせず本件各取引を勧誘したものである。

#### ア 本件取引1、2及び4について

「100%で返ってきます」ということが強調され、安全なものだと

5 いうことを強調した説明をされた。原告は、本件ノルウェー公社債、本件フィンランド公社債及び本件米州債がトルコ・リラに関係するものであるということは聞いており、為替変動によって損益が変動するものであることは認識していたが、トルコ・リラの具体的な為替変動リスクについて説明を受けることなく、上記のとおり安全性が強調されたことによって、トルコ・リラの為替変動リスクの高さを認識できなかつた。

10 原告は、保有資産レポート（乙2の1、乙3の1、乙4の1、乙5の1）を受け取り、トルコ・リラの投資環境に関する資料（乙2の2、3の2、5の2）を簡単に示されたことはあったと思われるが、これらに基づいて詳しい説明を受けたことはなかつた。被告が主張するように、トルコ・リラの為替レートの動向等を検討してリスクを理解し、商品購入を決めるような能力は原告ではなく、そのことは もよく分かっていたから、原告に対して難しいことを説明することはなかつた。

15 本件ノルウェー公社債及び本件フィンランド公社債の勧誘は電話で行われているところ、これらに係る証券情報及びトルコ・リラ建て債券の為替のお取り扱いについての説明文書、マトリックス表（乙2の3～2の9、3の3～3の5）がファックス送信されたこと自体は争わないが、それに基づく説明は受けではない。本件米州債に係るご案内及びトルコ・リラ建て債券の為替のお取り扱いについての説明文書、マトリックス表（乙5の3～5の5）は、受領したり示されたりした記憶はないが、受け取って捨ててしまった可能性はある。本件取引1、2及び4について、マトリックス表こそが投資判断の中核であり、これについて説明をされていない以上、取引勧誘時に必要な説明が尽くされていないことは明らかである。

20 また、原告は本件各取引の前後を通じて、被告の主張するような「外貨建てゼロクーポン債・ディスカウント債について」と題する資料（乙

19と同様のもの)を受領したことはないし、ディスカウント債の特性(ディスカウントされていた時価が満期に向けて漸増していくこと、為替変動によっては円換算した場合には損失が増える場合もあること)や中途売却の際のリスクについて説明を受けたことはない。

5 (I) 本件取引3について

原告は、ブラジルの金利水準、信用力の動向、通貨の動向、投資リスクについて説明を受けたことはない。本件ブラジル・レアル投信も安全なものであるということを強調されない限り、買うはずではなく、少なくとも本件ブラジル・レアル投信の販売用資料(乙4の2)に記載の内容の説明を受けて、理解していれば本件取引3を行うことはなかった。

10 なお、本件ブラジル・レアル投信に係る販売資料及び月次レポート(乙4の2、4の3)は、受領したり示されたりした記憶はないが、受け取って捨ててしまった可能性はある。

【被告の主張】

15 ア 説明義務の内容

証券会社は、投資信託や外国債券について、顧客が自己の責任において投資判断を行うことができるだけの情報、具体的には以下のとおり、商品内容やリスクについて説明すれば足りる。

20 (ア) 本件取引1、2及び4について、購入者が負うリスクのうち重要なものはトルコ・リラの為替変動リスクであるところ、外貨建ての債券であるために、為替相場が変動することによって、トルコ・リラ建ての満期償還額や中途売却額を日本円に換算した場合の金額が変動し、円換算で元本を毀損する可能性があることの説明をすれば足りる。満期償還時の満期償還額はトルコ・リラで固定されており、円換算での損益分岐点となる為替レートについては、容易に計算できるのであるから、顧客がこの点を十分に認識していないと見られる場合でない限り、マトリックス

表等を交付して説明する義務が証券会社にあるわけではない。

原告は、高金利通貨は一般に先安予想であることの説明が必要である旨主張するが、一つの見解にすぎないし、必ずそれに沿った為替動向になるわけではなく、積極的に為替相場の将来予想について説明する義務はない。

(イ) 本件取引③について、購入者が負うリスクのうち重要なものは投資対象である公社債の価格変動リスク、為替変動リスク、投資対象の国が発展途上国であるというカントリーリスクであるから、これらについて理解可能な説明がされていれば足りる。なお、原告は、中途売却のリスクの説明を求めているが、本件ブラジル・レアル投信について、顧客が任意に売却し、解約することは可能であり、中途売却の際のリスクは為替変動リスクにほかならない。

為替相場の将来予測について説明する義務がないことは上記(ア)と同様である。

(ウ) 原告は、本件各取引が原告にとって適合しているかの判断の説明が必要である旨主張するが、金融商品の勧誘を行うことが適合性に反するかという問題と説明義務の問題は別であって、証券会社がそのような説明義務を負うことはない。

(エ) 原告は、ハイリスク商品への集中投資の説明義務があることを主張するが、証券会社としては、金融商品を販売する際に、当該金融商品に固有のリスクを説明すれば足り、ある通貨への投資比率等について助言をする義務はない。顧客において、為替変動により損失を被るリスクがあることを理解していれば、同一通貨建ての複数の商品に投資すれば、当該通貨の為替変動に起因して同時に損失を被るリスクが生じることは当然に認識できることであり、証券会社においてあえて説明する義務はない。なお、そもそも、本件各取引に係る商品はいずれも為替相場に変動

がなければ相応の運用益を得ることができるが、為替相場の変動に応じて損益も変動するという商品で、いわゆるハイリスク商品というわけではないし、原告は本件口座以外に他の金融機関でも複数の投資運用を行っており、特定商品への集中投資といえる状況でもない。

イ 本件各取引より前の取引に係る の説明内容と原告の判断

原告は、 の死亡後、本件各取引より前に、 から相続した外国債券及び外国通貨建ての債券投信を売却して、投資一任口座（以下「ファン・ラップ」という。）での運用とすること（平成28年（2016年）8月初旬）、同年に入って相場の下落の続いていたトルコ・リラ建て債券を売却すること（同年8月19日）、米国の国債・政府機関債等を投資対象とする投資信託及びディスカウント債であるブラジル・レアル建てのノルウェー地方公金融公社債（以下「ブラジル・レアル建てノルウェー公社債」という。）を購入すること（同年9月8日）などの判断をしている。

は、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債の案内の際に、ブラジル・レアルの投資環境や為替相場について資料を交付して説明し、発行概要等の記載された証券情報等（乙18の1～18の3）を交付して説明するとともに、マトリックス表を交付して損益分岐点についても説明した。また、「外貨建てゼロクーポン債・ディスカウント債について」と題する資料（乙19と同様のもの）を示して、ディスカウント債の特性について、クーポンが低く設定されていることによって流通単価が安くなっていることによって償還までの外貨ベースでの価格が金利情勢によって変動するため、中途売却の際は時価による売却となることなどのリスクも説明した。その上で、原告は、ブラジル・レアルの金利が豪ドルやニュージーランドドル（以下「NZドル」という。）に比べて高いこと、過去のブラジル・レアルの為替相場の推移、満期までの期間を考慮して、為替の変動もそこまでないと判断し、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債の購入に至った。なお、その際に、

は、原告に対し、子らに相談してから取引をしててもよいのではないかと提案したが、原告が相談の必要はない旨述べたものである。なお、は、念のため、原告の了解を得た上、原告の長女へ上記取引内容を伝えたが、長女からも異議は述べられなかった。

#### ウ 本件各取引時の 説明内容

以下のとおり、は、原告に対し、本件各取引にあたって原告が投資対象について理解するのに十分な説明をして勧誘し、原告はこれらの説明を理解した上で本件各取引を行っている。

##### (ア) 本件取引1

は、平成29年(2017年)5月15日、原告宅を訪問し、保有資産レポート(乙2の1)を交付して保有資産について説明を行うとともに、トルコ・リラの金利・為替水準、以前、原告がトルコ・リラ建ての債券を保有していたことなどから、トルコ・リラ建ての利付債(ディスカウント債のうち定期的に利息(クーポン)を受け取るタイプの債券)への投資提案を行った。その際、は、トルコ・リラの投資環境に関する資料(乙2の2)を交付するとともに、タブレット端末によって、トルコの政策金利の推移やトルコ・リラの為替推移等の為替変動リスクについて説明した。

は、このとき併せてファンドラップの増額も提案したが、ファンドラップには既に2000万円入金されていたことや、それほど利益が出ていたわけではないことから、原告は、ファンドラップの増額には消極的な姿勢を示し、トルコ・リラ建て債券を購入したいとの意向を示した。その上で、原告は、債券を購入することを想定して、投資信託2銘柄の売却注文を行った。

その後、は、利付債よりもゼロクーポン債の方が原告の投資ニーズに沿っているのではないかと考え、同月16日、原告に電話をして本件

ノルウェー公社債を紹介したところ、原告が本件ノルウェー公社債の購入を希望したことから、本件ノルウェー公社債の証券情報（乙2の3）、トルコ・リラ建債券のお取り扱いについての説明文書（乙2の4）、マトリックス表（乙2の5と同様のもの）をファックスで送信した。このとき、本件ノルウェー公社債がブラジル・レアル建てノルウェー公社債と同じくディスカウント債であることは説明している。マトリックス表は、償還時のトルコ・リラ／日本円の為替レートに応じて円換算した場合の利益・損失額の変動が容易に認識できるように記載されており、損益分岐点となる為替レート水準も明記されているのであって、電話等で損益分岐点について言及せざとも、原告において損益分岐点の自安となる為替レートを十分認識できた。また、同月18日、本件ノルウェー公社債の条件が更新されたことから、更新後の証券情報等（乙2の6・7）をファックスで送信し、電話にて説明を行った。

(イ) 本件取引2

15. は、平成29年（2017年）7月13日、原告が投資していた第5回円建信託社債が満期償還となり、償還金500万円が入金されたことから、保有資産レポート（乙3の1）を持参して原告宅を訪問した。

20. その際、原告が上記償還金を利用した新たな投資を希望したことから、は、外貨建ての終身保険、ファンドラップ、外国債券といった選択肢を紹介したところ、既に他社で終身保険契約をしていたことなどから、原告は外国債券への投資を希望した。そこで、は、本件ノルウェー公社債と同種のトルコ・リラ建てゼロクーポン債を紹介し、商品内容やトルコ・リラの値動きの経過や状況について資料（乙3の2）に基づいて説明したところ、原告は当該商品に投資する旨の意向を示した。なお、は、このときにも「外貨建てゼロクーポン債・ディスカウント債について」の資料（乙19と同様のもの）を交付し、改めて中途売却時のリ

スクを含めてディスカウント債の特性について説明した。

しかし、　が会社に戻って確認したところ、当該商品の販売残高がなく買い付けできない状態であったことから、　は、原告に対し、電話で当該商品と同種の本件フィンランド公社債であれば買い付け可能であることを説明した。原告は、本件フィンランド公社債への投資に前向きな意向を示したことから、　は、本件フィンランド公社債に関する資料(乙3の2、3の4及び3の5と同種のもの)をファックスで送信した上で、電話において、本件フィンランド公社債の商品内容のうち訪問時に説明したトルコ・リラ建ゼロクーポン債と異なる点について説明を行った。

10 (ウ) 本件取引3

は、平成29年(2017年)12月8日、保有資産レポート(乙4の1)を持参して原告宅を訪問し、原告の保有資産の状況について説明を行った。原告は、評価損となっていたブラジル・レアル建て北欧投資銀行債について損益通算のために年内に売却することを希望し、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債を年明けに売却することを希望した。原告は、これらの売却代金を再投資し、毎月の分配金を受け取れる形での運用を希望したため、　は本件ブラジル・レアル投信を提案した。

20 は、本件ブラジル・レアル投信の販売用資料(乙4の2)を原告に交付し、商品内容について、主な投資対象、ブラジルの金利水準、信用力の動向、通貨の動向、投資リスク等について説明を行った。また、本件ブラジル・レアル投信の月次レポート(乙4の3)やタブレット端末を用いて、当時の平均最終利回り、平均格付け、組入れ上位銘柄、組入れ銘柄の満期償還までの期間、基準価額の値動き等を説明した。

(エ) 本件取引4

25 は、平成30年(2018年)1月9日、保有資産レポート(乙5の1)を持参して原告宅を訪問し、保有資産の状況を説明した。原告は

約2000万円がマネー・リザーブ・ファンド(MRF)に入金されていることを確認し、これを再度運用に回すことを希望した。そこで、は、原告にトルコ・リラ建て債券への投資について意向を聞いたところ、原告がこれを希望したため、本件米州債を提案した。は、本件米州債に関する資料(乙5の3、5の4及び5の5と同種のもの)を交付し、本件米州債の商品内容やリスクについて説明をするとともに、トルコ・リラの投資環境に関する資料(乙5の2)やタブレット端末によりトルコ・リラの値動きの経過や状況についても説明した。また、は、このときにも「外貨建てゼロクーポン債・ディスカウント債について」の資料(乙19と同様のもの)を交付し、改めて中途売却時のリスクを含めてディスカウント債の特性について説明した。

### (3) 原告の損害及び損害額

#### 【原告の主張】

ア 本件各取引に係る平成30年9月4日時点での評価損 2577万円  
満期時の損失が確定していないとも、購入額と時価との差額(評価損)  
が原告の損害となる。

イ 弁護士費用 257万円

#### 【被告の主張】

本件各取引に関し、平成30年9月4日時点で合計約2577万円の評価損が発生していることは認めるが、本件各取引による損益は、売却又は償還によって確定するものであり、現時点で実際に同額の損害が生じているものではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実(後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば認められる事実)

##### (1) 本件口座の開設と 存命中の取引等

ア 原告は、高校卒業後、と婚姻するまで約3年間、銀行の窓口で働き、

との婚姻後は専業主婦として生活してきた。(原告本人〔18、19

頁〕)

原告は、との婚姻後、昭和52年(1977年)4月8日頃、被告において、本件口座を開設し、原告名義での証券取引を開始した。(乙2

### 1、弁論の全趣旨

イ 原告は、平成19年(2007年)6月頃、を有価証券取引代理人として選任した。その前後を通じて、主にが、本件口座での取引についての判断をしており、原告は、平成28年(2016年)月日にが死亡するまでの間、被告の担当者との相談時に同席するなどしてはいたものの、自ら主体的に判断して取引をしたことはなかった。ただし、原告は、証券会社での取引が預金等と異なり元本が保証されないものであること、外貨建て又は外国発行の商品を買えば、為替相場によつても損益が変動し、日本円及び国内発行のものよりも損益の幅が大きくなり得ることは理解していた。(甲10、乙7、16の2、証人〔3頁〕、原告本人〔3、4、36、38頁〕)

ウ は、平成27年(2015年)7月から、原告及びの担当となつた。(証人〔3頁〕)

エ 原告の資産の状況、投資意向等については、被告の顧客カード登録・変更連絡票に次のとおり確認した旨記録されている。

(ア) 平成12年(2000年)4月19日(乙8の1)

給与収入が年収200~500万円、金融資産が5000万~1億円、本件口座は余裕資金の運用をするもの、投資意向としては、「収益性を追求するため、リスクの高い商品にも積極的に投資したい」との項目が選択されている。

ただし、実際は、原告はとの婚姻後は働いておらず、当時、給与収入を得ていなかつた。(原告本人〔19頁〕)

(イ) 平成26年(2014年)1月23日(乙8の2)

年金収入が年収300～500万円、金融資産が5000万～1億円、

投資意向としては、「国債などの国内債券や国内社債投資信託に加え、  
株式、株式投資信託、REIT、外国証券なども含め安全性と収益性の  
バランスに配慮した運用（保有も含む。）を考える」との項目が選択さ  
れている。

(ウ) 平成27年(2015年)4月1日及び同年7月15日(乙8の3・

4、10の1・2)

投資意向としては、「国債などの国内債券や国内社債投資信託に加え、  
株式、株式投資信託、REIT、外国証券なども含め安全性と収益性の  
バランスに配慮した運用（保有も含む。）を考える」との項目が選択さ  
れている。なお、同年4月21日の電話確認で、原告は、収入金額につ  
いて年収300万円未満に変更する旨の申告をした。

(2) 死亡後、本件各取引までの経緯

ア 平成28年(2016年)月日にが死亡し、同年4月18日、  
ど税理士は、原告及び原告の長女と面談し、の財産については、全  
て原告が相続する旨聞き取った。(乙16の1〔5頁〕、証人〔4頁〕)  
イ 同年7月6日、は原告を訪問し、今後の資産管理はファンドラップ(投  
資一任口座)で管理することを提案した。(乙16の1〔5頁〕)

は、同日の原告との接触履歴(以下、単に「接触履歴」という。乙1  
6の1・2)に、原告から、1000万円を投資一任口座に入金すること、  
三井住友信託銀行のファンドラップの運用成績が悪いことを聞き取った  
旨記載した。(乙16の1〔5頁〕)

なお、本件口座の資産構成は、口座で運用されていた資産が本件口  
座に移管される直前の平成28年(2016年)7月の時点で、別紙本件  
口座の資産推移「平成28年7月」欄記載のとおりであった。(乙2の1)

[8頁])

ウ 同年8月4日、淡は原告を訪問し、再度ファンドラップに関する説明をした。(乙16の1〔4頁〕)

同日、本件口座の外貨建て投資信託、トルコ・リラ建てアジア開発銀行債、豪ドル建てウェストバックバンキングコーポレーション債、新興国好利回り債投資信託、UBSブラジル・レアル債券投資信託が合計約870万円で売却され、同月17日、これらの売却代金を含む1000万円がファンドラップに入金された。ファンドラップのリスク水準としては「保守的」に設定された。(乙15〔11頁〕、乙2の1〔17頁〕、証人〔6頁〕)

10  
15  
は、同月4日の接触履歴に、原告が自分であまり売買しないので、一任できる仕組みはありがたいとしてファンドラップ契約をすることになった旨、まずは本件口座で運用していた資産を整理して、1000万円について、ファンドラップに入金し、の相続財産が移ってきたときに増額していく方向である旨記載した。(乙16の1〔4頁〕)

エ 同月9日、口座の資産全てが、相続を原因として、本件口座に移管された。移管された資産は、外国発行投資信託、外国発行債券、日本株投資信託及び円建て信託社債、現物株式等の金融資産及び現金であった。外貨建ての資産のうち、トルコ・リラ建て及びブラジル・レアル建てのものが各1銘柄あったほか、NZドル建てのものが5銘柄、豪ドル建てのものが6銘柄あった。(乙15〔9、10頁〕)

20  
前記ファンドラップへの入金及び口座からの資産の移管後、本件口座の資産構成は、別紙本件口座の資産推移「平成28年8月」欄記載のとおりとなった。(乙2の1〔8頁〕)

25  
原告は、の存命中に、口座及び本件口座で運用されていた商品に、トルコ・リラ建て及びブラジル・レアル建てのものが含まれているこ

とは、淡から説明を受けて認識していた。（原告本人〔38、43頁〕）

は、原告が運用を行うようになったことから、現物株式や株式投資信託ではなく、ファンドラップや償還期限の決まっている債券を中心に運用することを勧めた方がよいと判断していた。（証人〔31頁〕）

オ 同月18日、<sup>5</sup> は、原告を訪問し、トルコで平成28年（2016年）初めからテロが頻発している旨の説明をして、<sup>6</sup> から相続したトルコ・リラ建て債券を売却することを提案し、原告は、同月19日、同債券を売却した。（乙15〔9頁〕、16〔4頁〕、証人〔7、8頁〕）

カ 同年9月8日、<sup>10</sup> は、原告を訪問し、フィディリティ・ストラテジック・インカムファンド（分配型投資信託。以下「フィディリティファンド」という。）、及び平成30年2月に償還期限を迎えるブラジル・レアル建てノルウェー公社債の買い付けを提案した。<sup>11</sup> は、原告に対し、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債の証券情報（乙18の1～3）を交付し、外貨建てのディスカウント債について、償還期限までの間のクーポン（利息）は低いが、償還期限に外貨の額面額で償還されるものであること、外貨での償還であり、為替変動の影響を受けることを、満期までの価格変動のイメージ図を示しながら説明し、証券情報や為替変動と円での償還額の関係を表形式で示したマトリックス表を交付するなどした。（乙16の1〔4頁〕、25、証人〔9、10頁〕、原告本人〔13、41頁〕）

20 なお、被告が当時用いていた外貨建てのゼロクーポン債及びディスカウント債についての説明資料（乙19）に記載された価格変動のイメージ図は、金利情勢によって償還までの期間中に市場流通価格が変動し、買い付け時価格を下回ることがあることが表現されているものの、満期には額面額で償還されることが示され、市場流通価格もそれに合致するよう見える図となっており、償還時の為替相場によって、円換算すれば買付時価格を下回るリスクがあることは、「償還時には額面（外貨ベース）で償還さ



れます。」との文字情報による記載があるにとどまる。

上記からの説明を受けて、原告はこれらを買い付ける意向を示した。

は、原告に対して、原告の子らに相談をしてから決めるか尋ねたが、原告は、自分自身で判断する旨、が原告の長女に対して買い付けについて報告することは了承する旨返答した。（甲10、乙16の1〔4頁〕、2

2、証人〔11頁〕、原告本人〔33頁〕）

平成28年（2016年）9月8日、原告がから相続したNZドル建て及び豪ドル建て債券5銘柄、NZドル建て及び豪ドル建て投資信託（MMF）2銘柄及び日本株式ファンド1銘柄が売却された。これらの売却代金等を原資として、同日、約1764万でブラジル・レアル建てノルウェー公社債が買い付けられ、同月9日、2000万円でフィディリティファンドが買い付けられた。（乙15〔7、8頁〕）

キは、この頃、顧客カード登録・変更連絡票に、原告について、給与収入が年収300万円未満（ただし、実際には年金収入である。）、金融資産が1億円以上、投資方針としては、「国債などの国内債券や国内公社債投資信託に加え、株式、株式投資信託、REIT、外国証券なども含め安全性と収益性のバランスに配慮した運用（保有も含む。）を考える」とあると確認した旨記載した。（乙1）

ク同年11月7日、は、原告を訪問し、ファンドラップを1000万円増額する提案をし、原告は、から相続した日本株式投資信託を売却し、ファンドラップを増額すること、ファンドラップの運用リスク水準は変更せず「保守的」に設定することに同意した。（乙16の1〔4頁〕）

同月10日、から相続した日本株投資信託2銘柄が売却され、その売却代金を原資として、同月17日、ファンドラップに1000万円が入金された。（乙15〔7頁〕）

ケ同月21日、は、原告及び原告の長女を訪問し、原告の資産状況を確

認するとともに、長女の資産運用についても相談を受けるなどした。（乙

16の1〔3頁〕）

コ 同年12月26日、　は、原告に対し、損益通算による税務上のメリットを得るために、原告が　から相続した現物株式を売却することを提案し、原告はこれに同意した。同日、株式2銘柄が売却された。

サ 同月頃、原告は、　から相続した一部を自宅として使用していたマンションを地主に約2400万円で売却したことにより、同月以降、毎月約1.1万円の賃料を負担することになった。（甲10、乙16の1〔4頁〕）

原告は、上記売却代金のうち約1000万円を預貯金として、今後の生活費に充てるために管理することとし、残りを平成29年（2017年）2月に契約した米ドル建ての終身保険契約の保険料として払い込んだ。

（甲5、原告本人〔21、30～32頁〕）

（3）本件各取引の経緯

ア 本件取引1

（ア）平成29年（2017年）5月15日、　は、原告の資産について記載された保有資産レポート（乙2の1）を持参して原告を訪問した。同レポートによれば、同日時点での本件口座の資産構成は、別紙本件口座の資産推移「平成29年5月」欄記載のとおりであった。（乙2の1〔5、7頁〕）

は、原告に対し、同レポートに基づき、主に各商品の損益状況について説明した。この時点では、ファンドラップは約24万円の評価益、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債は約284万円の評価益となっていた。（乙2の1〔9、10頁〕、証人〔12、13頁〕、原告本人〔6、29、30頁〕）

（イ）　は、同日、原告に対して、ファンドラップの増額又は外国債券への追加投資を提案し、原告は、外国債券の買い付けに同意した。（乙16

の1〔3頁〕)

は、原告に対し、外国債券としてトルコ・リラ建てのディスカント債のうち利付債の買い付けを提案し、満期までの価格変動のイメージ図を示すなどしながら、償還まで一定の期間を要する債券を割り引かれた価格で買い付け、満期に額面額で償還されるものである旨の説明をした。 は、トルコの投資環境に関し、「政治情勢の安定化と高金利を背景とした資金流入が通貨リラを下支え」などと記載された説明文書（乙2の2）や為替レート等を交付又はタブレット端末で表示しながら、トルコの投資環境は今後回復に向かうのではないかとの見通しなどを説明した。また、 は、原告に、同利付債の想定金利で作成された、為替変動による損益分岐点を示したマトリックス表を交付した。（乙16の1〔3頁〕、証人〔14～16頁〕、原告本人〔7、11～13、24、41頁〕）

原告は、NZドル建ての投資信託及び日本好配当株投資信託を売却し、30万トルコ・リラ分の上記利付債を購入することに同意し、これらを予約した。（乙16の1〔3頁〕、証人〔16、17頁〕）

(ウ) は、同日の接触履歴に、原告が、ファンドラップは2000万円契約しており、それ程利益も上がっているわけではないので外国債券の方がよいとの反応をした旨記載した。（乙16の1〔3頁〕）

(エ) は、原告を訪問後、原告にとっては、ディスカント債の中でも、利息が受け取れる利付債ではなく、利息は受け取れないものの、割引率の高い、ゼロクーポン債がよいのではないかと考えた。（証人〔17頁〕）

は、同月16日、原告に電話をし、訪問時に勧めた利付債ではなく、ゼロクーポン債である本件ノルウェー地方公社債の買い付けを勧めた。

は、保有期間が3年ではなく5年になり、長期保有が可能であること、

利息・分配金を一定期間ごとに受け取らない代わりに単価が安くなっていること、単価は「63円46銭」であり、満期に「100円になって返ってくる」とこと、長期で持てば、金利が低下して価値が上がったときに途中で売却できること、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債も時価ベースでは現在100円を超えており、従前為替が変わらなかつたら増えますという説明をしたとおりであることなどを説明した。なお、  
は、この電話では、為替変動による損益分岐点やマトリックス表について言及はしなかつた。（乙11の1・2、証人〔17、18頁〕）

原告は、上記電話で、利付債ではなく、本件ノルウェー公社債を買付けすることとした。（乙11の1・2）

は、原告に対し、同日、本件ノルウェー公社債の発行概要の記載された証券情報（乙2の4）及びマトリックス表（乙2の5と同様のもの）をファックスにより送信した。（乙11の1・2、証人〔17、18頁〕）

(ア) 同月16日及び17日、2銘柄の投資信託が売却された。（乙15〔5頁〕）

同月18日、は、原告に、本件ノルウェー公社債の最新の証券情報等（乙2の6・7）をファックスして電話した。原告は、この電話で本件取引1の約定を行い、本件ノルウェー公社債が買付けられた。なお、この電話の際にも、為替変動による損益分岐点等の話はされていない。

（乙12の1・2）

#### イ 本件取引2

(ア) 平成29年(2017年)7月13日、は、原告の資産について記載された保有資産レポート（乙3の1）を持参して原告を訪問した。同レポートによれば、同日時点での本件口座の資産構成は、別紙本件口座の資産推移「平成29年7月」欄記載のとおりであった。（乙3の1〔5、7頁〕）

は、原告に対し、同レポートに基づき、各銘柄の損益状況等について説明した。この時点では、ファンドラップは約32万円の評価益、ブラジル・リアル建てノルウェー公社債は約24.4万円の評価益となっていた。（乙3の1〔9、10頁〕、証人〔13頁〕、原告本人〔6、29、30頁〕）

（イ）同日、原告がから承継した円建て信託社債が満期を迎えると500万円が償還されたことから、は、原告に対し、その運用として、ファンドラップの増額、トルコ・リラ建てディスカウント債の買い付け、終身保険契約を提案し、原告は、トルコ・リラ建てディスカウント債の買い付けを選択した。（乙15〔4頁〕、16〔3頁〕、証人〔18～19頁〕）

は、原告に対し、満期までの価格変動のイメージ図を書くなどして、償還まで一定の期間を要する債券を割り引かれた価格で買い付け、満期に額面額で償還されるものである旨のディスカウント債の説明をするとともに、トルコの投資環境について、「高金利を背景とした資金流入が通貨リラを下支え」と記載してある説明文書（乙3の2）や為替レート等を交付又はタブレット端末で表示しながら、説明した。は、トルコ・リラの為替相場について、「2か月前からほぼ横ばいであり、債券満期までの間に為替水準が大きく変動することはないと」の説明をした。は、上記ディスカウント債の発行概要が記載された証券情報及びマトリックス表を交付した。（乙16の1〔3頁〕、証人〔19～20頁〕、原告本人〔7、12、13、24、41頁〕）

（ウ）は、同日の接触履歴に、原告が、長女の子には教育資金として150.0万円を贈与しており、長男には150.0万円の終身保険を契約しているので、終身保険はいらない旨、将来長女の自宅の近くの施設に入る予定であり、流動的に資金を活用する方がよいので、満期の決まってい

る外国債券の方がよい旨述べて、上記ディスカウント債の買い付けとな  
った旨記載した。(乙16の1〔3頁〕)

(イ) が、会社に戻り確認したところ、上記ディスカウント債が売り切  
っていたことから、は、同日、原告に電話をし、本件フィンランド公社  
債の買い付けを提案した。が、訪問時に交付した資料の債券と通貨は  
同じで発行体が変わること、種類はディスカウント債で同じであること、  
買い付け価格が500万円を超えて若干現金が足りないこと、他には期  
間がごく短いものがあることを説明したところ、原告は、期間が短いも  
のだとどうなるのか質問をした。これに対し、が、短いものの場合買  
い付け価格がより高くなってしまうことを説明したことから、原告は本  
件フィンランド公社債の買い付けを選択した。(乙13の1・2)

は、原告に対し、本件フィンランド公社債の発行概要の記載された  
証券情報(乙3の3)及びマトリックス表(乙3の5と同様のもの)等  
をファックス送信した上で、再度電話をし、本件フィンランド公社債に  
ついて、発行体が変わり、無登録業者による格付けではあるが、「ダブ  
ルA1」などであること、「100に対して63.66%で買え」、満  
期には「これが100円になって返って」くること、不足分の現金は振  
り込んでもらいたいことなどを話し、原告は、この電話で本件取引2の  
約定を行い、本件フィンランド公社債が買い付けられた。(乙14の1・  
2、証人〔20頁〕)

原告は、同日2度目の電話では、時間がなくファックスされた資料は  
見ていないことを申告していたが、上記2度の電話の中では為替変動に  
による損益分岐点等への言及はなかった。(乙13の1・2、乙14の1・  
2)

#### ウ 本件取引3

(ア) 平成29年(2017年)8月29日、は、原告を訪問した。

同日の接触履歴に、平成30年に満期を迎えるブラジル・レアル建ての債券について、良い商品があれば満期前に替えることも考えておいて欲しいとの希望があった旨記載した。(乙16の1〔2頁〕)

(イ) 同年12月8日、はは、原告の資産について記載された保有資産レポート(乙4の1)を持参して原告を訪問した。同レポートによれば、同日時点での本件口座の資産構成は、別紙本件口座の資産推移「平成29年12月」欄記載のとおりであった。(乙4の1〔5、7頁〕)

は、原告に対し、同レポートに基づき、年間の損益状況を説明し、原告は、評価損となっているブラジル・レアル建ての北欧投資銀行債及び分配金が下がっているフィディリティファンドを年内に売却して、損益通算をすることとなった。はは、上記売却後の資金の運用方法として、平成30年に売却予定であったブラジル・レアル建てノルウェー公社債の受取り通貨が円であったこと、フィディリティファンドの売却により毎月分配金が入るもののがなくなることなどから、原告に対し、本件ブラジル・レアル投信の買い付けを提案し、ブラジルの投資環境について、金利情勢も高いことなどを、本件ブラジル・レアル投信の販売用資料(乙4の2・3)を示して説明したところ、原告は買い付けに同意した。(乙4の1〔9、10頁〕、乙16の1〔2頁〕、証人〔21、22、64、65頁〕)

また、はは、このとき、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債の売却後に、本件米州債を買い付けることなどを提案した。(乙16の1〔2頁〕、証人〔22、65頁〕)

(ウ) はは、同日の接触履歴に、原告が、平成30年に満期となる外国債券2銘柄について、評価益となっているブラジル・レアル建てノルウェー公社債は平成30年になってから満期前に売却し、評価損となっているブラジル・レアル建ての北欧投資銀行債は年内に売却して損益通算をし

5 ておきたい、動きがなく分配金も低下してきたファイディリティファンド  
も売却して損出しをしておきたいとの意向であった旨、売却後の資金は  
毎月分配金での運用を希望した旨、本件ブラジル・レアル投信について  
は、銘柄の入れ替え等をファンドマネージャーが運用してくれるのはあ  
りあがたいと述べた旨記載した。（乙16の1〔2頁〕）

10 (イ) 同日、ブラジル・レアル建ての北欧投資銀行債が、同月11日、ファ  
イディリティファンドがそれぞれ売却され、同月13日、本件取引3が行  
われた。平成30年（2018年）1月4日、ブラジル・レアル建てノ  
ルウェー公社債が売却された。なお、本件ブラジル・レアル投信は、別  
紙本件口座の資産推移の商品種別では、「国内発行投資信託」に含まれ  
る。（乙15〔3頁〕、弁論の全趣旨）

## エ 本件取引4

15 (ア) 平成30年（2018年）1月9日、は、原告の資産について記載  
された保有資産レポート（乙5の1）を持参して原告を訪問した。同レ  
ポートによれば、同日時点での本件口座の資産構成は、別紙本件口座の  
資産推移「平成30年1月（本件取引3後・本件取引4前）」欄記載の  
とおりであった。（乙5の1〔5、7頁〕）

20 (イ) は、原告に対し、改めて、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債  
の売却によってMR Fに入金されていた2000万円について、本件米  
州債を買い付けて運用することを提案した。

は、原告に対し、満期までの価格変動のイメージ図を示すなどして、  
償還まで一定の期間を要する債券を割り引かれた価格で買い付け、満期  
に額面額で償還されるものである旨のディスカウント債の説明をし、トルコの投資環境については、「高金利が維持される中、インフレの一  
クアウトに伴いリラは底固めへ」と記載してある説明文書（乙5の2）  
を交付又はタブレット端末で表示しながら説明した。は、トルコ・リ

ラの為替相場について、平成29年の1年間安定していたことから、下落基調から安定してきており、今後金利が低下し、債券価値の上昇につながるのではないかと想定し、その旨の説明をした。 は、原告に本件米州債の記載された証券情報（乙5の3）及びマトリックス表（乙5の5と同様のもの）等を交付した。（乙16〔2頁〕、証人〔24～26頁〕、原告本人〔7、11、26、41頁〕）

原告は、本件米州債の買い付けに同意し、同日、本件取引4が行われた。（乙15〔3頁〕、16〔2頁〕）

(ウ) は、同日の接触履歴に、原告にトルコ・リラの環境を説明し現状の為替水準であれば良さそうとの判断をいただいた旨記載した。（乙16の1〔2頁〕）

(エ) 本件取引4の後の本件口座の資産構成は、別紙本件口座の資産推移「平成30年1月（本件取引4後）」欄記載のとおりとなつた（なお、平成30年1月9日に持参された保有資産レポートによる資産構成に基づき、本件米州債の購入に充てられた2000万円を、商品種別「預金・MR F等」、投資通貨別「円」からそれぞれ控除し、「外国発行債券」、「トルコ・リラ」にそれぞれ加算した。）。

#### (4) 原告の資産及び収入

令和2年10月時点での原告の本件口座以外の資産は、以下のとおりであり、収入は年金が毎月十数万円である。銀行預金が生活費として費消されていながらには、本件各取引時からほとんど変化はない。（原告本人〔19、20頁〕、弁論の全趣旨）

- ア 銀行預金 約1348万円（甲1、2）
- イ 投資信託 約2718万円（甲2、3）
- ウ 外貨建て個人年金保険 払込額約487万円（甲4）
- エ 米ドル建て終身保険 払込額約9万7000米ドル（前記(2)カ、甲5）

2 争点(1)（本件各取引の勧誘が適合性の原則に反する違法なものと認められるか）について

(1) 原告の属性、投資能力及び投資意向

ア 原告は約40年前に本件口座を開設し、本件口座では多数の証券取引が行われてきたものであるが、有価証券取引代理人選任の前後を問わず、実際に取引についての判断をしていたのは主に配偶者である であり、の死亡までの間、原告自身が主体的に判断して証券取引を行っていたわけではなかった（前記認定事実(1)ア、イ）。

それゆえ、原告は、証券取引に関する知識が豊富にあったわけではなく、一般的、基礎的な知識を有するにとどまっていた。もっとも、原告は、と被告の担当者との相談の場に同席したりもしており、証券会社での取引が元本の保証されるものではなく損をすることもあること、外国通貨建て商品を買えば為替相場によって損益が変動すること、一般的に、外国通貨建て又は外国発行のものは価格変動のリスクが大きくなり得ることといった最低限の知識、理解はあり（前記認定事実(1)イ）、死亡後の取引開始時点で、全く初めて証券取引を行う70代の専業主婦の女性と同視しなければならないという程ではなかった。

イ 原告の本件口座に関する投資意向としては、平成26年以降、被告における3段階のリスク設定のうち、中間的なものである「国債などの国内債券や国内社債投資信託に加え、株式、株式投資信託、R.E.I.T、外国証券なども含め安全性と収益性のバランスに配慮した運用（保有も含む。）を考える」が選択されていた（前記認定事実(1)エ）。

そして、原告は、上記アのとおり、外国通貨建て又は外国発行のものは、価格変動リスクが大きくなり得ることを認識した上で、口座及び本件口座の資産には、トルコ・リラ建て及びブラジル・レアル建てを含む外国通貨建ての銘柄が多数存在することを認識しながらも（前記認定事実(2)

エ)、投資方針を変えるなどの申告をした様子はうかがわれず(同(2)キ)、少なくとも外国通貨建ての債券等を一切買わないというような意向を示したこととはなかった(原告本人〔39頁〕)。

他方で、原告は「大きな損失はしないでください」ということはに伝えていたと述べており(原告本人〔5頁〕)、自身も、判断権者がから原告に変わったことで、現物株式や株式投資信託よりもリスクの低い商品を勧めた方がよいと考えていたというのであるから(前記認定事実(2)オ)、投資意向を変更するまでではないものの、多少保守的に運用していく方針に変更する旨の共通理解があったと考えられる。

## 10 (2) 本件口座の資産の性質

本件各取引時、原告の収入としては、毎月十数万円の年金に限られており(前記認定事実(4))、毎月約11万円を賃料として支出する必要があったから(同(2)サ)、それ以外の生活費として、資産を順次費消することが予定されていた。

15 もっとも、本件各取引時の原告の本件口座以外の資産としては、原告によれば、将来の子らへの相続分として調整したという個人年金保険及び終身保険を除いても、銀行預金及び被告以外の証券会社で保守的に運用されている投資信託が合計約4,000万円存在していた(前記認定事実(4))。また、本件口座の資産約7500万円のうち、約2000万円はファンドラップに入金されており(別紙本件口座の資産推移「平成29年5月」欄参照)、ファンドラップの運用リスク水準は「保守的」に設定されていた(前記認定事実(2)ウ、ケ)。これらのことからすれば、原告の資産のうち約6,000万円は元本が保証された預金又は比較的安定的な運用がされる資産として確保されていたということができる。

20 そうすると、本件各取引に充てられた約5,500万円については、の存命時から、一定のリスクのある運用に回されてきた資産であり、死亡

後の借地上のマンションの売却等による原告の家計収支の変化を踏まえて  
も、原告の余裕資産と評価できるというべきである。

(3) 本件各取引の危険性

一般的に、外国通貨建ての債券には、①発行体の信用リスク、②発行通貨  
の為替リスク、③金利リスクなどが存在するが、償還期限及び償還額が決ま  
っていることから、その発行体の信用リスクが高くなれば、為替リスクが  
リスク判断の中心となる。すなわち、どのような通貨建てのものかによって  
概ねリスク評価ができることから、リスク判断の仕組み自体が複雑困難とい  
うわけではない。また、投資信託は、ファンドマネージャーが分散投資を行  
い、リスクを抑えることを目的としているものであるから、それ自体リスク  
が高いものというわけではない。

10 もっとも、本件取引1、2及び4については、トルコ・リラ建てのもので  
あるところ、トルコ・リラは新興国通貨に分類されるものであり、本件取引  
3はブラジル・レアル建て国債等を中心に投資を行う投資信託であるところ、  
新興国市場を投資対象とした投資信託であるから、一定の高い収益性が期待  
できる一方で、先進国通貨又は先進国市場と比べると為替変動のリスクや当  
該国の政治情勢、社会情勢によるリスク（カントリーリスク）が大きいもの  
である。トルコ・リラ建て債券及びブラジル・レアル建て債券を対象とする  
投資信託は、被告が取り扱う債券及び投資信託の中ではリスクが高い部類に  
属する（証人〔63頁〕）。

20 (4) 上記のとおり、原告には、証券取引の知識や経験が豊富にあったわけでは  
ないものの、最低限の知識や理解があり、全く証券取引をすることに適合し  
ないというわけではないし、その投資意向としても、多少のリスクはあって  
も投資をしてもよいと考え、それがに示されていた。そして、本件各取引  
に充てられた資産が余裕資産に属するものであったことも踏まえると、本件  
各取引が新興国通貨又は新興国市場を投資対象とするもので、相応のリスク

5 を伴うものであったことを踏まえても、如何なる説明があつたとしても原告  
に対して買い付けを勧誘することが違法となるようなものとまでは言い難い。これに加えて、の勧誘態様どしても、外国債券以外の選択肢を示すこ  
ともあつたこと（前記認定事実(3)ア(イ)、イ(イ)）などからすると、原告の意  
に反して殊更に積極的に勧誘を行つたといった事情もうかがわれない（なお、  
原告は、から複数の選択肢を示されて、それを比較したようなことはない  
旨述べるが、接触履歴には複数の選択肢が示された旨の記載があるところ、  
が全く提示もしていない商品を記載したとは考えにくいし、本件フィンラ  
ンド公社債の勧誘時の電話で、複数の債券が提示され、原告が質問をして投  
資対象を決定するという過程を経ていることなどからすれば、複数の選択肢  
が示されて、原告が選択するということはあつたと認められる。）。これら  
のことからすると、本件各取引の勧誘が、原告の意向と実情に反して、明ら  
かに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著し  
く逸脱したものであつたとまではいえない。

15 3. 争点(2)（本件各取引の勧誘に説明義務違反があると認められるか）について

(1) 本件取引1、2及び4について

ア、説明義務の内容

本件ノルウェー公社債、本件フィンランド公社債及び本件米州債は、発  
行体は先進国の公社であるから、その信用リスクは高いものではなく、新  
興国通貨であるトルコ・リラ建てであることから、トルコ共和国及びトル  
コ・リラの概況を踏まえた満期償還時及び中途売却時の為替リスクの程度  
の評価が買い付けを行うか否かの判断の中心となるものである。したがつ  
て、は、信義則上、前記2(1)アの原告の証券取引に対する知識、理解を  
前提として、この為替リスクの程度を原告が十分に理解して判断できるだ  
けの説明を行う義務があつた。

また、本件取引4に関しては、本件口座における投資対象通貨の構成比

を大きく変えるものであり、原告が の資産を承継して以降、45%を下回ることはなかった円への投資比率を22.8%にまで下げ、新興国通貨であるトルコ・リラへの投資比率を44.7%にまで上げるものであったのであるから（別紙本件口座の資産推移参照）、原告の証券取引に関する知識や理解を前提にすれば、本件各取引に充てられている資産が、原告の余裕資産であることを踏まえても、同一の新興国通貨に本件口座の資産の半分以上を投資すること及びそのリスクの大きさについては説明すべきであった。

なお、原告は、この他、為替リスクとして高金利通貨は一般に先安予想であることや中途売却できない可能性があること、適合性原則に反すること、 と同じように適切な売却時期の判断はできないことがあることの説明等も必要であった旨主張する。しかし、新興国通貨等の高金利通貨は、先進国通貨と比較すれば先の見通しをつけにくいや変動幅が大きいことを超えて、先安予想か否かは一概には決められず、そのような説明をする義務まで証券会社にあるとはいえない。また、中途売却できない可能性については、その可能性がどの程度あるのか的確に示す証拠もなく、中途売却時の為替リスクを超えて説明すべきであったということはできない。さらに、前記2のとおり、本件各取引が適合性に反することはその前提を欠くし、 と同じ様の売却時期等の判断ができないことは原告自身が自覚していたことであるから、改めて説明すべきとはいえない。

#### イ の原告に対する訪問時の説明内容

(ア) は、原告に対し、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債の買い付け勧誘時及び本件取引1、2及び4の勧誘時（ただし、本件取引1及び2については、その前提となる訪問時）に、被告において使用していた「外貨建てディスカウント債・ゼロクーポン債について」との表題の資料（乙19）を示すか、同資料の「価格変動イメージ」の図と同様の図

を書くなどして、ディスカウント債・ゼロクーポン債について、償還まで一定の期間を要する債券を割り引かれた価格で買い付け、満期に額面額で償還されるものである旨の説明をした（前記認定事実(2)カ、(3)ア(イ)、イ(イ)、エ(イ)）。

また、<sup>5</sup>は、原告に対し、トルコの社会情勢やトルコ・リラの為替変動について、資料を示して説明をし、発行概要の記載された証券情報等の書面に加え、損益分岐点の示されたマトリックス表を直接又はファックス送信する方法により交付した。そして、<sup>10</sup>は、原告を訪問した際には、これらの資料を基に、トルコ及びトルコ・リラについて説明をして、トルコが将来有望であること（原告本人〔26頁〕）やトルコ・リラの相場やトルコの投資環境について、安定してきており、回復に向かうのではないかとの見通しを示し、最終的な損益がトルコ・リラの為替相場によることの説明を前提に、償還額が買い付け時価格を下回るところで為替相場が悪くなることはないのではないかといった見通しを原告に伝えた。<sup>15</sup>（前記認定事実(3)ア(イ)、イ(イ)、エ(イ)）

(イ)これに対し、原告は、証券情報やマトリックス表について記憶なく、受け取ったかもしれないが説明は受けていないなどとも述べる。

しかし、訪問時に決めた銘柄を後に電話で別銘柄に変える際には、これらの書面がファックス送信されていることが認められるところ、訪問時にはこれを交付せず、電話で勧誘するときのみファックス送信することは考え難いことから、いずれの取引においても、これらの書面は原告に交付されていたものと認められる。<sup>20</sup>

また、原告は、<sup>25</sup>から、トルコ・リラがそこまで「下がらないでしょう、大丈夫でしょう」との発言をしたと述べており（原告本人〔37頁〕）、その前提には、損益が為替相場に依存することや、為替相場によって損益分岐点が異なることの話があったと考えるのが合理的である。加えて、

原告は平成29年2月に米ドル建て終身保険契約を締結しており、その際にも為替相場によって受け取る死亡保険金の円換算額は変わることの説明を受けているはずであるが、これもあまり記憶にないと述べていることからすると（原告本人〔31頁〕）、本件取引1、2及び4に関しても為替相場が関係する旨の説明は受けたものの、これが記憶に残っていない可能性は高いというほかない。

#### ウ 原告に対する電話での説明内容

は、本件取引1及び2の直接の勧誘時である原告に対する電話においては、満期償還時の償還額が、そのときのトルコ・リラの為替相場によって変動することや、その損益分岐点を示したマトリックス表の内容については一切言及しておらず、逆に、単価が「63円46銭」のものが満期には「100円になって返ってくる」、「100に対して63.66%で買え」、満期には「これが100円になって返ってくるなどなど、満期には円換算しても100円ないし100円に近い額で償還されることが確定しているかのような誤解を招く表現を用いた説明をした（前記認定事実(3)ア(エ)・(オ)、イ(エ)）。

#### エ 説明義務違反の有無

(ア) 上記イのとおり、は、原告に対し、訪問時に一応一通りの説明はしたと認められる。しかし、上記ウの電話での説明内容も踏まえて、これが上記アの観点から、十分なものといえるかについて検討すると、原告が為替リスクの程度を十分に理解して判断できるだけの説明になっていたとはいひ難く、逆に為替リスクを低く見積もらせるような説明だったといわざるを得ない。

(イ) まず、が資料を見せるか、書くかとして示した図自体には、満期償還時の為替変動によるリスクは表現されておらず（前記認定事実(2)カ、乙1.9参照）、為替リスクについては、「償還時には額面（外貨ベース）

で償還されます」との記載に基づいて説明をするか、口頭でその旨の注意喚起をするかに委ねられている。そのような圖を用いて、原告のような証券取引に関する知識がごく基本的な部分にとどまっている顧客に対して、新興国通貨建ての債券を勧誘する以上は、為替変動リスクが十分に意識できるように、あくまで外貨での額面額の償還であり、円換算すれば為替変動によって買い付け額を下回るリスクが相応にあること、割引率の高さはリスクが相応にあることを示してもいることなどを、誤解を招かないように注意して説明する必要がある。

しかしながら、上記ウの淡の原告に対する電話での説明態様（損益分岐点について何ら言及がなく、「100円で返ってくる」などの表現が用いられている。）を前提とする限り、訪問時の説明においても、損益分岐点等についてはごく簡単にしか説明されておらず、60円程度で買い付けたものが、満期には100円近くになって償還されるといった、償還時の為替変動のリスクを捨象した誤解を招く表現が用いられたことが推認される。これに加えて、が示したトルコの投資環境やトルコ・リラの為替変動に対する見込みが楽観的なものであったことから、訪問時の説明で、原告は十分に為替リスクを理解することなく、トルコ・リラ建て債券の購入を決めており、その後の電話での説明でもその点の誤解が解かれることなく、逆に楽観的な見通しを強める方向の説明だけがされて、本件取引1、2及び4に至っていることが見て取れる。

なお、は、訪問時の接触履歴には、原告が損益を考えて積極的に取引を選択し、為替相場に対する見通しをもって、そのリスクを判断していたかのような記載をしており（前記認定事実(3)ア(ウ)、イ(ウ)、ウ(ウ)、エ(ウ)）、実際にそのような判断を原告がしていたようにも述べるが、原告の電話での応対状況や現在の原告の為替に対する理解を前提とする限り、原告が自ら積極的な判断を示していたとは考え難く、が示した相

場観や判断に追随したことがそのように表現されているにとどまるとき  
えるのが合理的であるから、これらの接触履歴の記載をもって、原告が、  
の説明によって、為替リスク等に対する十分な理解をしていたとはい  
えない。

(ウ) また、本件取引4の約定前には、同一の新興国通貨に本件口座の資産  
の半分以上を投資すること及びそのリスクの大きさについては説明をす  
べきであったが、そのような説明がされた様子はなく、この点でも必要  
な説明が原告に対してされていたとはいえない。

なお、原告が、本件取引4のような、その資産構成を大きく変える取  
引にまで安易に同意していることは、前記のとおり、による説明では、  
本件取引4に至るまでの間に、トルコ・リラ建て債券に投資することの  
為替リスクについて、十分な認識を持ち得ていなかつたことを示してい  
るともいえる。

オ したがって、本件取引1、2及び4の勧誘時のの説明は、原告に対する  
説明として十分であったとはいはず、逆に、為替リスクの程度について  
誤解を招く説明がされたというほかなく、被告が原告に対して信義則上負  
う説明義務に反していたというべきである。

## (2) 本件取引3について

### ア 説明義務の内容

本件ブラジル・レアル投信は、投資信託という仕組み自体は、ファンド  
マネージャーが分散投資をしてリスクを低減させるものであり、中心的な  
リスクはその投資対象が新興国市場であるブラジルで発行される、新興国  
通貨に分類されるブラジル・レアル建て債券であるということにある。

この点からすれば、原告に対しては、国内の債券等に投資を行い、保守  
的な運用がされる投資信託とは異なり、それなりの評価額の変動リスクの  
ある新興国市場・通貨に投資するものであることが理解できるように説明

がされる必要がある。

なお、原告は、投資する対象や投資の割合等まで具体的な説明をすべきである旨主張するが、投資対象についてブラジルの国債等を中心としたものであることを超えて詳細な説明が必要であるとはいえない。このほか、本件取引1、2及び4と同様に、原告が説明すべきである主張する高金利通貨が先安予想であることなどについて説明の必要があるといえないことは、前記(1)アで説示したとおりである。

#### イ 原告に対する説明内容

は、本件取引3の勧誘に際し、本件ブラジル・レアル投信の販売用資料を示して、ブラジルで発行されるブラジル・レアル建ての債券にファンドマネージャーが適宜銘柄を入れ替えながら投資するものである旨の説明をしたと認められる（前記認定事実(3)ウ(1)）。

この点、原告は、ブラジルやブラジル・レアルについて説明を受けた記憶は一切ない旨述べるが、原告は本件ブラジル・レアル投信の前にも、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債を買い付けており、そのことについては原告の長女にも知らされ、長女が同席した場でブラジル・レアル建てノルウェー公社債を買い付けたことの説明を受けている（前記認定事実(2)カ、ケ）ことからすると、ブラジルについて全く説明を受けたことはないとの原告の供述をにわかに信用することはできない。

#### ウ 説明義務違反の有無

そして、原告の供述が上記のとおり、一切の説明を受けていないものである以上、当時、原告が如何なる理解をしていたのか、の説明に誤解を招くような表現があったのか否かなどについては不明であるといわざるを得ず、被告の説明義務違反を認めるに足る的確な証拠はないというほかない（なお、本件取引3当時、ブラジル・レアル建てノルウェー公社債については、かなりの評価益が出ており、これに基づいて淡が楽観的な

見通しを示した可能性は十分にあるが、実際にブラジル・レアル建ての銘柄で利益が出ていたことも踏まえると、これだけをもって説明義務違反があったとはいえないし、本件取引3に関しては、必要な説明を受けたものの、これまでと同様にブラジル・レアルに投資するものであり、実際に利益も出ているからという理由で原告が投資を決めた可能性も否定できない。）。

#### 4 争点(3)（原告の損害及び損害額）について

(1) 本件取引1、2及び4に関する説明義務違反と相当因果関係のある評価損  
前記3のとおり、本件取引1、2及び4については、被告に信義則上の説明義務に反した点があり、本件取引1、2及び4に係る直近（令和4年2月10日時点。なお、原告及び被告は、同日までの評価額を踏まえて損害を算定することにつき同意している。）の評価損である合計2351万5710円（前記前提事実(5)ウ）が因果関係のある損害となり得るものである。

しかしながら、原告は、本件ノルウェー公社債、本件フィンランド公社債及び本件米州債をまだ売却しておらず、本件取引1、2及び4に係る損失を確定したわけではない。ゼロクーポン債は、原則として、償還期限に向かつて評価額が上がっていく性質のものであり、今後のトルコ・リラの為替相場の変動を踏まえても、今後、原告がこれらの債券について満期償還を受ける時点又は中途売却する時点での損失については、上記の直近の評価損を下回る可能性も十分に存在する。

このことからすれば、説明義務違反と相当因果関係のある評価損としては、その5割である1175万7855円とするのが相当である。

#### (2) 過失相殺

さらに、前記3の説明義務違反があるとはいえ、トルコ・リラが新興国通貨としてそれなりにリスクがある投資対象であることや、そういった通貨に集中投資すると為替変動による資産全体に対する影響が大きくなること、割

引率が高いということはリスクも相応に高いことは一般的に考えれば容易に認識可能であって、そのことを考慮せず、また、交付されたマトリックス表などについて確認することもないままに、の存命中から担当してくれた証券会社の担当者が勧めた商品であるという理由だけで安易に投資を決めた原告にも相当大きな過失があるといわざるを得ない。そこで、過失相殺の割合としては5割とするのが相当である。

(3) したがって、の説明義務違反と相当因果関係のある損害としては、上記(1)の評価損1175万7855円から5割を控除した587万8927円(小数点以下切捨て)に、本件訴訟の弁護士費用相当額として58万円を加えた645万8927円とするのが相当である。

以上とおりであるから、原告の請求は、645万8927円及びこれに対する最後の不法行為の日(取引日)である平成30年1月9日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容し、その余を棄却することとして、訴訟費用につき民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行宣言につき259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第17民事部

20 裁判官

井上 絹美子

(別紙) 本件UBSブラジル・レアル債券投信の分配金一覧

年月日	金額(円)
2017/12/26	109,319
2018/1/26	102,157
2018/2/26	128,199
2018/3/27	128,199
2018/4/26	128,199
2018/5/25	128,199
2018/6/26	128,199
2018/7/26	128,199
2018/8/24	128,199
2018/9/27	128,199
2018/10/26	128,199
2018/11/27	128,199
2018/12/27	128,199
2019/1/25	128,199
2019/2/26	128,199
2019/3/27	128,199
2019/4/26	128,199
2019/5/24	128,199
2019/6/26	128,199
2019/7/26	80,124
2019/8/26	80,124
2019/9/27	80,124
2019/10/28	80,124
2019/11/26	80,124
2019/12/26	80,124

年月日	金額(円)
2020/1/24	80,124
2020/2/27	80,124
2020/3/27	80,124
2020/4/24	80,124
2020/5/26	80,124
2020/6/26	80,124
2020/7/28	48,075
2020/8/26	48,075
2020/9/29	48,075
2020/10/26	48,075
2020/11/27	16,025
2020/12/25	16,025
2021/1/26	16,025
2021/3/1	16,025
2021/3/26	16,025
2021/4/26	16,025
2021/5/26	16,025
2021/6/25	16,025
2021/7/28	16,025
2021/8/26	16,025
2021/9/28	16,025
2021/10/26	16,025
2021/11/29	16,025
2021/12/24	16,025
2022/1/26	16,025
合計	3,785,022

## 別紙 本件口座の資産推移

※なお、端数処理の関係上、種類別の評価額を合計した数字と合計評価額記載の数字は誤差がある。また、構成比欄を合計した場合に100%にならないことがある。

商品種別	時期 (資産移管前)	平成28年7月 (資産移管後)		平成28年8月 (資産移管後)		平成29年5月 (本件取引1前)		平成29年7月 (本件取引1後)		平成29年12月 (本件取引2後)		平成30年1月 (本件取引3後)		平成30年1月 (本件取引4後)	
		乙2-1〔8頁〕		乙2-1〔8頁〕		乙2-1〔5・7頁〕		乙3-1〔5・7頁〕		乙4-1〔5・7頁〕		乙5-1〔5・7頁〕		乙5-1から概算	
		評価額 (万円)	構成比	評価額 (万円)	構成比	評価額 (万円)	構成比	評価額 (万円)	構成比	評価額 (万円)	構成比	評価額 (万円)	構成比	評価額 (万円)	構成比
国内発行株式	0	0.0%	513	7.2%	107	1.4%	101	1.3%	111	1.5%	116	1.6%	116	1.6%	
国内発行債券	0	0.0%	449	6.3%	499	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
国内発行投資信託	507	48.6%	1,278	18.0%	2,155	27.9%	1,869	24.7%	1,854	24.7%	1,973	26.4%	1,973	26.4%	
外国発行債券	385	36.9%	1,531	21.5%	2,157	28.0%	3,072	40.6%	3,490	46.5%	1,388	18.5%	3,343	44.7%	
外国発行投資信託	3	0.3%	147	2.1%	160	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
投資任(ファンドラップ)	0	0.0%	1,002	14.1%	2,001	26.0%	2,001	26.4%	2,011	26.8%	2,022	27.0%	2,022	27.0%	
預金・MRF等	147	14.1%	2,189	30.8%	631	8.2%	531	7.0%	43	0.6%	1,986	26.5%	31	0.4%	
合計	1,043		7,113		7,712		7,576		7,511		7,487		7,487		
投資通貨別															
円															
ブルジル・レアル															
トルコ・リラ															
アメリカドル															
ユーロ															
NZドル															
ポンド															
カナダドル															
豪ドル															
メキシコ・ペソ															
その他															
合計			7,712		7,576		7,511		7,487		7,487		7,487		

※空欄の通貨は、「その他」に含まれる可能性がある。

これは正本である。

令和4年6月23日

大阪地方裁判所第17民事部

裁判所書記官 前 坂 友 美

